

# 兵庫県公報

令和8年6月1日 月曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告（林務課）	1

## 公 告

### 森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条第1項の規定により、令和8年6月1日から、次の市町の森林経営管理事業に関する事務を次の規約により兵庫県が代替執行することとしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 市町名 丹波市  
(2) 規約 以下のとおり  
兵庫県  
丹波市

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年6月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、丹波市（以下「市」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は市であり、市は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、市が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

- 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び市は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

- 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。

- 2 (1) 市町名 朝来市

(2) 規 約 以下のとおり

兵庫県  
朝来市

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年6月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、朝来市（以下「市」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は市であり、市は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、市が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務による経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

- 2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び市は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

- 2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。

3 (1) 市町名 多可郡多可町

(2) 規 約 以下のとおり

兵庫県  
多可町

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年6月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、多可町（以下「町」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。